別記様式（第2条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （表） | | |  | （裏） |
| № | | |  | 注意事項  １　この傍聴券は、１人当日限り有効とする。  ２　傍聴中次の事項を守らなければならない。  (１)　審理等における言論を遮り、又はこれに対して拍手、口笛その他の方法により賛否を表明しないこと。  (２)　みだりに席を離れ、又は談論し、高笑いし、放歌し、若しくは騒ぎ立てる等審理等の妨げになるような行為をしないこと。  (３)　許可なく撮影、録音等をしないこと。  (４)　委員長の指示に従うこと。  (５)　前各号のほか、丸亀市公平委員会傍聴規則を遵守すること。  ３　前項各号の事項を守らないときは、退場を命ぜられることがある。 |
|  | 傍聴券 |  |
| 年　　月　　日  丸亀市公平委員会 | | |